

別紙 1-1-2 4 各条における申請対象設備
(第 29 条：保安電源設備)

目 次

1. 概要
2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け
3. 系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証
4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するもの検証

添付1：申請対象設備リスト（第29条：保安電源設備）

1. 概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙2に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備・機器について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙2にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明するために必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付1に、紐付けした別紙2を別紙1-1-40に示す。

3. 系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

施設を構成する設備等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

上記の系統として機能、性能を達成するものに対して、安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出する方法として、設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りを行う。

系統図の色塗りにて確認する設備は以下の通り。

【系統として機能、性能を達成する設備】

① 電気設備

設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）として、エンジニアリングフローダイアグラム、計装ループブロック図、構造図、系統図等を対象とする。

抽出された機器等が、基本設計方針の要求事項を達成するために必要十分であることを、抽出された機器等と別紙2の機能要求②に該当する基本設計方針との比較により確認する。

また、設計図書に対する色塗りによって抽出された機器等を「設備の抽出」で作成した設工認申請対象設備リストに反映する。

抽出結果は、共通09の補足説明資料 別紙「系統として機能、性能を達成する設備」にて示す。

4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙2で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜け等がないことを確認するため、再処理規則等、技術基準規則および事業許可規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また、機器単体で機能、性能を達成する設備は、設計図書の機器リスト、既認可申請書等を用いて、対象を明確化する。機器単体で機能、性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は、共通09の補足説明資料 別紙「機器単体で機能、性能を達成する設備」にて示す。

添付 1

申請対象設備リスト

(第29条：保安電源設備)

申請対象設備リスト (各条における申請対象設備)
(3/4)

番号	施設区分	設備区分	機器名称(許可)	機器名称	機種	基本設計方針 組付け番号	エビデンス 組付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	地区区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	非常用110V蓄電池A,B	110V第2非常用蓄電池	電力貯蔵装置	2	②-3	既設	安重	-	S/-	-	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	110VDC母線A,B	110V非常用直流主分電盤	電源盤	2	②-3	既設	安重	常設SA	S/1.0Ss	主:電気設備 従:直流電源設備	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	高レベル廃液ガラス固化 建屋460V非常用パワーセ ンタA,B	460V非常用パワーセンタ	電源盤	2	②-3	既設	安重	常設SA	S/1.0Ss	主:電気設備 従:所内低圧系統	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	460V非常用母線	460V非常用コントロールセンタ	電源盤	4	②-3	既設	安重	常設SA	S/1.0Ss	主:電気設備 従:所内低圧系統	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	充電器	110V非常用充電器盤	電力貯蔵装置	2	②-3	既設	安重	常設SA	S/1.0Ss	主:電気設備 従:直流電源設備	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	充電器	110V非常用予備充電器盤	電力貯蔵装置	1	②-3	既設	安重	-	S/-	-	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	非常用110V蓄電池A,B	110V第2非常用蓄電池	電力貯蔵装置	2	②-3	既設	安重	-	S/-	-	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	110VDC母線A,B	110V非常用直流主分電盤	電源盤	2	②-3	既設	安重	常設SA	S/1.0Ss	主:電気設備 従:直流電源設備	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	非常用無停電電源装置	105V非常用無停電電源装置	無停電電源装置	2	②-3	既設	安重	常設SA	S/1.0Ss	主:電気設備 従:計測制御用交流電源設備	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	105V無停電交流母線A,B	105V非常用無停電交流主分電盤	電源盤	2	②-3	既設	安重	常設SA	S/1.0Ss	主:電気設備 従:計測制御用交流電源設備	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	105V計測母線A,B	105V非常用計測交流電源盤	電源盤	2	②-3	既設	安重	-	S/-	-	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	105V計測母線A,B	105V非常用計測交流主分電盤	電源盤	2	②-3	既設	安重	-	S/-	-	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	第2非常用ディーゼル発電機	ディーゼル機関	発電機	2	②-3	既設	安重	-	S/-	-	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	第2非常用ディーゼル発電機	同期発電機	発電機	2	②-3	既設	安重	-	S/-	-	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	燃料油貯蔵タンク	燃料油貯蔵タンク	容器	4	②-3	既設	安重	-	S/-	-	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	燃料油移送ポンプ	燃料油移送ポンプ	ポンプ	2	②-3	既設	安重	-	S/-	-	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	燃料油サービスタンク	燃料油サービスタンク	容器	2	②-3	既設	安重	-	S/-	-	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	空気だめ	容器	4	②-3	既設	安重	-	S/-	-	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	安全弁	安全弁及び逃がし弁	4	②-3	既設	安重	-	S/-	-	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	空気圧縮機	圧縮機	2	②-3	既設	安重	-	S/-	-	-	-
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	主配管(冷却水系)	主配管	1式	②-3	既設	安重	-	S/-	-	-	液体:冷却水
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	主配管(燃料油系)	主配管	1式	②-3	既設	安重	-	S/-	-	-	液体:燃料油
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	主配管(起動空気系)	主配管	1式	②-3	既設	安重	-	S/-	-	-	気体:起動空気
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	重油タンク	重油タンク	容器	4	①-3	既設	安重	-	S/-	-	-	MOX(再処理主)
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	燃料ダイタンク	燃料ダイタンク	容器	2	①-3	既設	安重	-	S/-	-	-	MOX(再処理主)
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	空気だめ	容器	4	①-3	既設	安重	-	S/-	-	-	MOX(再処理主)
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	燃料移送ポンプ	燃料移送ポンプ	ポンプ	2	①-3	既設	安重	-	S/-	-	-	MOX(再処理主)
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	空気圧縮機	圧縮機	2	①-3	既設	非安重	-	C/-	-	-	MOX(再処理主)
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	安全弁及び逃がし弁	安全弁及び逃がし弁	4	①-3	既設	安重	-	S/-	-	-	MOX(再処理主)
その他再処理設備の附属施設	-	-	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	主配管(燃料油系)	主配管	1式	①-3	既設	安重	-	S/-	-	-	MOX(再処理主)

申請対象設備リスト (各条における申請対象設備)
(4/4)

番号	施設区分		設備区分		機器名称(許可)	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数値	申請回	変更区分	地区区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考	
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	主配管 (起動空気系)	主配管	4, 8, 12, 16, 17, 19, 30	配-01-2	FA	一式	①-3	既設	安重	—	S, C/—	—	MOX (再処理主)	流体: 圧縮空気
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	主配管 (冷却水)	主配管	29条- 4, 8, 12, 16, 17, 19, 30	配-01-3	FA	一式	①-3	既設	安重	—	S/—	—	MOX (再処理主)	流体: 冷却水
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	第1非常用ディーゼル発電機	ディーゼル機関	発電機	29条- 4, 5, 8, 12, 16, 17, 19, 30	機-01-7	FA	2	①-3	既設	安重	—	S/—	—	MOX (再処理主)	
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	第1非常用ディーゼル発電機	同期発電機	発電機	29条- 4, 5, 8, 12, 16, 17, 19, 30	機-01-8	FA	2	①-3	既設	安重	—	S/—	—	MOX (再処理主)	
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	受電開閉設備	電気設備(受電開閉設備)	—	29条-5, 30	—	G11	2	別設工認①	既設	非安重	常設SA	C/—	主: 電気設備 従: 受電開閉設備	MOX (再処理主)	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	変圧器	電気設備(変圧器)	—	29条-5, 6, 30	—	GC2	2	別設工認①	既設	非安重	常設SA	C/—	主: 電気設備 従: 受電開閉設備	MOX (再処理主)	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	所内高圧系統	電気設備(所内高圧系統)	—	29条-5, 30, 31	—	GC	3	①-2	既設	非安重	常設SA	C/—	主: 電気設備 従: 所内高圧系統	E, MOX (再処理主)	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	所内高圧系統	電気設備(所内高圧系統)	—	29条-5, 30, 31	—	AG, DA, FB, GC, GC2	一式	①-3/②-4/ 別設工認①	既設	非安重	常設SA	C/—	主: 電気設備 従: 所内高圧系統	MOX (再処理主)	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	所内高圧系統	電気設備(所内高圧系統)	—	29条-5, 31	—	AA, AB, AC, CA, GC, GC2, KA	一式	①-3/②-3/ ②-4/別設工認①	既設	非安重	常設SA	C/—	主: 電気設備 従: 所内高圧系統	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	所内高圧系統	電気設備(所内高圧系統)	—	29条-5, 31	—	AA, AB, AC, AG, CA, DA, GC2, KA	一式	①-3/②-3/ ②-4/別設工認①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	所内低圧系統	電気設備(所内低圧系統)	—	29条-5, 30, 31	—	AG	2	①-3/②-4	既設	非安重	常設SA	C/—	主: 電気設備 従: 所内低圧系統	MOX (再処理主)	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	所内低圧系統	電気設備(所内低圧系統)	—	29条-5, 31	—	AA, AB, AC, AD, AE, AG, AH, AK, BA, CA, DA, GC, GC2, KA, KB	一式	①-3/②-3/ ②-4/別設工認①	既設	非安重	常設SA	C/—	主: 電気設備 従: 所内低圧系統	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	所内低圧系統	電気設備(所内低圧系統)	—	29条-5, 30, 31	—	DA	2	①-3	既設	非安重	—	C/—	—	MOX (再処理主)	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	所内低圧系統	電気設備(所内低圧系統)	—	29条-5, 31	—	AA, AB, AC, AD, AE, AG, AH, AK, BA, CA, CB, DA, DC, FA, FC, GC, GC2, KA, KB	一式	①-3/②-3/ ②-4/別設工認①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	直流電源設備	電気設備(直流電源設備)	—	29条-5, 33	—	AA, AD, AE, AG, BA, DA, GC, GC2	一式	②-3/②-4/ 別設工認①	既設	非安重	常設SA	C/—	主: 電気設備 従: 直流電源設備	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	直流電源設備	電気設備(直流電源設備)	—	29条-5, 33	—	AA, AB, AC, AD, AE, AG, AH, AK, BA, CA, CB, DA, DC, FA, FC, GC, GC2, KA, KB	一式	①-3/②-3/ ②-4/別設工認①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	計測制御用交流電源設備	電気設備(計測制御用交流電源設備)	—	29条-5, 34	—	AA, AB, AC, AG, AH, CA, FA, GC, GC2, KA	一式	①-3/②-3/ ②-4/別設工認①	既設	非安重	常設SA	C/—	主: 電気設備 従: 計測制御用交流電源設備	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	計測制御用交流電源設備	電気設備(計測制御用交流電源設備)	—	29条-5, 34	—	AA, AB, AD, AE, AH, AK, BA, BB, CB, DA, DB, DC, FA, FC, GC, GC2, KA, KB	一式	①-3/②-3/ ②-4/別設工認①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	ディーゼル発電機	電気設備(ディーゼル発電機)	—	29条-5, 30	—	FA	一式	①-3	既設	安重	—	S/—	—	MOX (再処理主)	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	ディーゼル発電機	電気設備(ディーゼル発電機)	—	29条-5	—	GA	一式	②-3	既設	安重	—	S/—	—	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	ディーゼル発電機	電気設備(ディーゼル発電機)	—	29条-30, 32	—	G7	一式	①-2	既設	非安重	—	C/—	—	E (再処理主)	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	ディーゼル発電機	電気設備(ディーゼル発電機)	—	29条-5, 32	—	GC	一式	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	ディーゼル発電機	電気設備(ディーゼル発電機)	—	29条-5, 30, 32	—	GC2	一式	別設工認①	既設	非安重	—	C/—	—	MOX (再処理主)	—